

2023年11月1日

事務所ニュース Vol.300

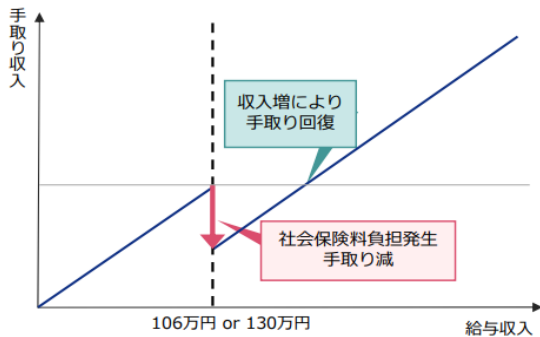
パート・アルバイトで働く方の「年収の壁」

「こども未来戦略方針～次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略」の対策に向けて～」(令和5年6月13日閣議決定)では、持続的な成長を可能とする経済構造を構築する観点から「成長を分配の好循環」(成長の果実が賃金に分配され、セーフティネット等による暮らしの安心の下でそれが消費へとつながる)等の実現を目指すとされています。

ただ現状は、労働者の配偶者で扶養され社会保険料の負担がない層のうち約4割が就労しています。その中には一定以上の収入(106万円または130万円)となった場合の、社会保険料負担発生や、収入要件のある企業の配偶者手当がもらえなくなることによる手取り収入の減少を理由として、就業調整をしている者が一定程度存在しています。いわゆる「106万円・130万円の壁(年収の壁)」と言われ、人出不足への対応が急務となる中で、短時間労働者が「年収の壁」を意識せずに働くことができる環境づくりを支援するため、当面の対応として10月から「年収の壁・支援強化パッケージ」として開始されました。主な内容は①106万円の壁への対応②130万円の壁への対応③配偶者手当への対応です。

(参考資料:厚生労働省 HP「年収の壁・支援強化パッケージ」)

第3号被保険者の手取り収入の変化(イメージ)



- 従業員100人超企業(※1)に週20時間以上で勤務する場合 → 「106万円の壁」(※2)
加入制度: 厚生年金保険・健康保険
- 上記以外の場合 → 「130万円の壁」
加入制度: 国民年金・国民健康保険

(※1) 令和6年10月には、従業員50人超の企業まで拡大。
(※2) 所定内賃金が月額8.8万円以上であることが要件。

就業調整の理由

配偶者がいる女性パートタイム労働者のうち、就業調整をしていると回答した者(21.8%)は、その理由として、「106万円の壁」、「130万円の壁」及び配偶者手当を意識していると回答している。(複数回答)

【被扶養者認定基準(130万円)】 一定額(130万円)を超えると配偶者の健康保険、厚生年金保険の被扶養者からはずれ、自分で加入しなければならないから	57.3%
【被用者保険加入(106万円)】 一定の労働時間を超えると雇用保険、健康保険、厚生年金保険の保険料を払わなければならないから	21.4%
【配偶者の会社の配偶者手当】 一定額を超えると配偶者の会社の配偶者手当がもらえなくなるから	15.4%

(出典) 厚生労働省「令和3年パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査」

「106万円の壁」への対応

◆企業への支援【キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」】

労働者本人負担分の保険料相当額の手当支給や賃上げなどにより、壁を意識せず働ける環境づくりを行う企業を後押しするコースの新設。

(1) 手当等支給メニュー

要件	1人当たり助成額
① 賃金の15%以上追加支給（社会保険適用促進手当）	1年目 20万円
② 賃金の15%以上追加支給（社会保険適用促進手当） 3年目以降、③の取組を行う	2年目 20万円
③ 賃金の18%以上増額	3年目 10万円

(2) 労働時間延長メニュー

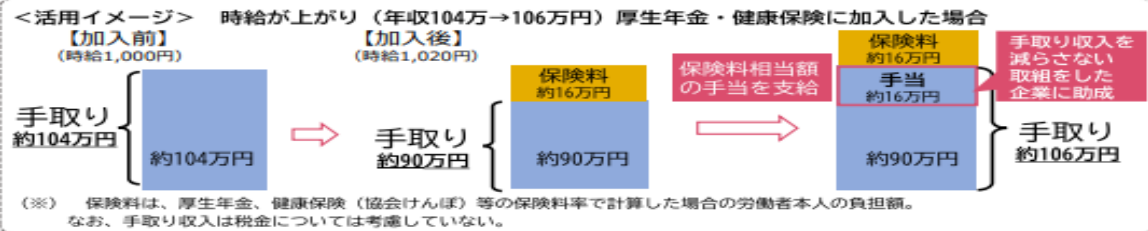
週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
4時間以上	—	30万円
3時間以上 4時間未満	5%以上	
2時間以上 3時間未満	10%以上	
1時間以上 2時間未満	15%以上	

※ 助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。

※ 1年目に(1)の取組による助成(20万円)を受けた後、2年目に(2)の取組による助成(30万円)を受けることが可能。

◆社会保険適用促進手当

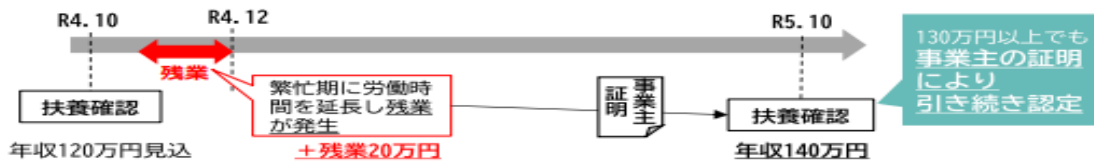
事業主が被用者保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。



「130万円の壁」への対応

◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

(例) 毎月10万で働くパートの方が残業により一時的に収入増になった場合



配偶者手当への対応

企業の配偶者手当の見直しが進むよう、見直しの手順をフローチャートで示す等わかりやすい資料を作成・公表します。

- 被扶養者認定においては、過去の課税証明書、給与明細書、雇用契約書等を確認しているところ、短時間労働者である被扶養者(第3号被保険者等)について、一時的に年収が130万円以上となる場合には、これらに加えて、人出不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動である旨の証明書を添付することで、迅速な被扶養者認定を可能とします。

(あくまでも「一時的な事情」として認定を行うことから、同一の者について原則として連続2回までを上限とします。)

*今後新しい情報が入りましたら随時お知らせ致します。

○当事務所からのお知らせ

- 令和5年度 労働保険料第2期分の納付について

労働保険料第2期分納付期限は口座振込の事業主様は10月31日(火)です。お振込がお済みで無い事業所様は、至急お振込をお願い致します。

後記

急に秋らしい気候になり朝晩冷え込むようになりましたが、みなさま風邪など引かれていませんか?

気温とは裏腹に関西では野球が熱く(私も熱くなっているひとりですが)59年ぶりに関西ダービーが開催され、ますます応援に力はいっています。日本シリーズのチケットは手に入らなかったため家でテレビ観戦ですが、楽しみたいと思います。オリックスもファンですが、今回の応援はもちろん阪神タイガースです!!(H)

